

山梨県公報

第千六百四号

令和七年

十月二十三日

木 曜 日

目 次

告 示

○保安林の指定の予定……………五六七
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五六七

訓 令

○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………五六八
○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………五六八
○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………五六八

公 告

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………五六九
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………五六九
○公聴会の実施……………五七〇
○建築士法に基づく懲戒処分……………五七〇
○建築士法に基づく監督処分……………五七〇

選挙管理委員会

○政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程の一部を改正する規程……………五七一
○政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程……………五七三
○政治団体の名称等の届出……………五七三
○参議院山梨県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………五七五
○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………五八二

教育委員会

○山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示……………五八二

人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………五八二
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………五八二

告 示

山梨県告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 保安林の所在場所 大月市笹子町黒野田字西久保九五一から九五四まで、字猿畑九五五から九六三まで、字穴沢一〇〇〇の四、一〇〇〇の一〇
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猿畑九六一（次の図に示す部分に限る。）、九五八
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百七十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩壊危険区域

山梨県都留市下谷字南山の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十一年山梨県告示第五百四十五号で指定した土地の区域を除く。）

南山	番号	座標
	一点	北緯三五度三三分二九秒八七三〇 東經一三八度五四分四四秒三八七六
二点	北緯三五度三三分二八秒七二四三 東經一三八度五四分四四秒二四四五	
三点	北緯三五度三三分二八秒六四二八 東經一三八度五四分四三秒七九二五	
四点	北緯三五度三三分二八秒六一一八 東經一三八度五四分四二秒九八六二	
五点	北緯三五度三三分二九秒六九七七 東經一三八度五四分四二秒五三一二	
六点	北緯三五度三三分二九秒九〇九七 東經一三八度五四分四三秒二八一九	
七点	北緯三五度三三分三〇秒一七五二 東經一三八度五四分四四秒〇〇〇五	
八点	北緯三五度三三分三〇秒二四二三 東經一三八度五四分四四秒一七六三	

訓令

山梨県訓令甲第二十四号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十月二十三日
山梨県知事 長崎 幸太郎
山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令
山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表知事の部局長の款中「又は広聴広報監」を「、広聴広報監又は地域

ブランド戦略監」に改める。

附則

この訓令は、令和七年十月二十四日から施行する。

山梨県訓令甲第二十五号

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十月二十三日
山梨県知事 長崎 幸太郎
職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表一の項中「人口減少危機対策企画課」を「人口減少危機対策課」に改め、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、同項の次に次の一項を加える。

五 新事業チャレン ジ推進課	官民連携の推進に関する業務	甲府市中央四丁目
-------------------	---------------	----------

別表中二十八の項を二十九の項とし、二十三の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、二十二の項の次に次の一項を加える。

二十三 美術館	デザインに関する支援、普及及び活用に関する業務	甲府市丸の内一丁目
---------	-------------------------	-----------

附則

この訓令は、令和七年十月二十四日から施行する。

山梨県訓令甲第二十六号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十月二十三日
山梨県知事 長崎 幸太郎
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「~~課等の名称~~」を「~~課等の名称~~」の略字に、「~~広聴広報グループ~~」を「~~広聴~~」を「~~課等の名称~~」に、「~~新事業・地域ブランド課~~」を「~~新事業チャレンジ推進課~~」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月二十四日から施行する。

公 告

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外一者

二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン山梨中央 山梨県中央市下河東字上窪四百

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠	イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地
一 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外十四者	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外十四者

3 変更の年月日 令和七年三月一日 外

三 届出年月日 令和七年十月三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年二月二十三日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠 外一者	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
------------------------------	--------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 イオンタウン山梨中央
(二) 所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 千四百八十台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 千八十台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五百二十四台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三百五十五台
廃棄物等の保管施設 の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 百四十六平方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 百四十九平方メートル

- 3 変更する年月日 令和八年六月四日
届出年月日 令和七年十月三日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和八年二月二十三日まで

● 公聴会の実施
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 開催期日 令和七年十一月十九日（水）午後七時
二 開催場所 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場 一階
大会議室
三 聴こうとする案件 市川三郷都市計画道路（大門桃林線外一路線）の変更について
四 意見書の提出先 西八代郡市川三郷町高田百十一番地一 峡南建設事務所都市計画・建築課
五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

- 六 意見書の提出期限 令和七年十一月六日（木）午後五時十五分
七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、峡南建設事務所及び市川三郷町建設課において縦覧に供する。
八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 建築士法に基づく懲戒処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により二級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 処分をした年月日 令和七年十月十五日
二 処分を受けた建築士の氏名 三枝 則子
三 建築士の別及び登録番号 二級建築士 山梨県知事登録第四三一〇号
四 処分の内容 戒告
五 処分の原因となった事実 山梨県内の建築物（一物件）について、有限会社三枝建設ラッキーマホーム二級建築士事務所（山梨県知事登録（梨）第二一〇五二一〇三号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項の規定に違反する設計（要件を満たさない道路を接道とする設計）を行い、確認済証の交付を受けた。

● 建築士法に基づく監督処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項の規定により準用する同法第十条第五項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 監督処分をした年月日 令和七年十月十五日
二 監督処分を受けた建築士事務所
1 名称及び所在地 有限会社三枝建設ラッキーマホーム二級建築士事務所 山梨県笛吹市御坂町成田三二四番地二
2 開設者の名称及び代表者の氏名 有限会社三枝建設ラッキーマホーム 取締役 三枝 則子
3 建築士事務所の別及び登録番号 二級建築士事務所 山梨県知事（梨）第二一〇五二一〇三号
三 監督処分の内容 戒告

四 監督処分の原因となった事実 有限会社三枝建設ラッキーホーム二級建築士事務所（山梨県知事登録（梨）第二一〇五二一〇三号）の管理建築士である二級建築士三枝則子は、令和七年十月十五日付けで山梨県知事から建築士法第十条第一項の規定に基づき、戒告処分を受けた。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第三号

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第二十条の二第二項の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付の請求に関する規程（平成二十年山梨県選挙管理委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表様式二を次のように改める。

別表様式二

収支報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

山梨県選挙管理委員会委員長 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所及び電話番号：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）
〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

記

1 請求する収支報告閲覧対象文書

年	政治団体の名称	枚数	実施方法※
合 計			

2 交付手数料（山梨県手数料条例（平成12年山梨県条例第3号） 別表第二の十二の三の項の規定による）

交付手数料 円

※用紙1枚につき10円

※交付手数料の納付を証する書類を添付してください。

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

山梨県選挙管理委員会規程第四号

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額
領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る
少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額
領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）
の一部を次のように改正する。

第七号様式中

合 計	円	を
-----	---	---

合 計	円	に、	手数料
-----	---	----	-----

※手数料の納付を証する書類を添付してください。

※本書の送
〒400

円	ここに山梨県収入証紙をはってください。	「※本書の を 〒40
---	---------------------	-------------------

付先

－8501 山梨県甲府市丸の内1－6－1 山梨県選挙管理委員会事務局」

送付先

0－8501 山梨県甲府市丸の内1－6－1 山梨県選挙管理委員会事務局」

にのめ。

第八号様式中

開示実施手数料 円	ここに山梨県収入証紙をはってください。	を
--------------	---------------------	---

「5 開示実施手数料
円

円

に改める。

※手数料の納付を証する書類を添付してください。」

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条
第一項、第十九条第二項及び同条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和七年十月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋 山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
孝友会	上 田 元 久	上 田 順 子	南巨摩郡身延町三沢七一五	令和七年九月七日	令和七年九月八日
日本共産党佐藤ひろみ後援会	古屋千代乃	佐 藤 常 正	甲州市勝沼町勝沼三〇三六	令和七年九月十二日	令和七年九月十二日
夢かなう会	小 俣 義 之	山 本 美 正	都留市法能九七〇一二	令和七年九月三十日	令和七年九月三十日
山賀沙耶と、地域をはぐくむ仲間たち	小 野 公 秀	中 村 政 一	甲州市塩山上萩原三一六	令和七年十月五日	令和七年十月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	参政党山梨県支部連合会	藤 本 宗 一 郎		甲斐市西八幡二二九五一四	令和七年九月四日	令和七年九月五日
旧		赤 坂 潤 二		甲府市天神町八一八	令和七年九月四日	令和七年九月五日
新	参政党山梨第1支部			甲斐市西八幡二二九五一四	令和七年九月四日	令和七年九月五日
旧				甲府市天神町八一八	令和七年九月四日	令和七年九月五日
新	参政党山梨第2支部			甲斐市西八幡二二九五一四	令和七年九月四日	令和七年九月五日
旧				甲府市天神町八一八	令和七年九月四日	令和七年九月五日
新	公明党山梨第一総支部		河 野 木 綿 子		令和七年九月十六日	令和七年九月二十六日
旧			斉 藤 博 明		令和七年九月十六日	令和七年九月二十六日
新	美徳後援会	岡 村 清 治		都留市法能一〇〇八	令和七年九月二十日	令和七年九月三十日
旧		日 向 仁 一		都留市朝日馬場二二四	令和七年九月二十日	令和七年九月三十日
新	渡辺じゅんや後援会		渡 邊 恵	富士吉田市下吉田二一二五一八	令和七年十月一日	令和七年十月九日
旧			宮 下 昌 樹	富士吉田市下吉田東一一二四一六	令和七年十月一日	令和七年十月九日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
-----	-------	---------	------------	-------	-------

望月幹也後援会「幹の会」	望月秀哉	伊藤文雄	南巨摩郡身延町切房木二二一	令和七年八月三十一日	令和七年九月十七日
幹友会	古屋幹吉	古屋幹吉	南都留郡富士河口湖町小立八六一	令和七年九月二十五日	令和七年九月二十五日
渡邊淳也政策研究会	渡邊淳也	近藤能成	富士吉田市下吉田東一―二四―六	令和七年九月三十日	令和七年十月三日
佐藤やすこ後援会	佐藤安子	佐藤安子	南都留郡富士河口湖町河口一七四二―一	令和七年十月七日	令和七年十月七日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
渡邊淳也	県議会議員	渡辺じゅんや後援会	富士吉田市下吉田二―二五―八	渡邊淳也	令和七年十月一日	令和七年十月九日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
古屋幹吉	町議会議員	幹友会	南都留郡富士河口湖町小立八六一	古屋幹吉	令和七年九月二十五日	令和七年九月二十五日
渡邊淳也	県議会議員	渡邊淳也政策研究会	富士吉田市下吉田東一―一二四―六	渡邊淳也	令和七年九月三十日	令和七年十月三日
佐藤安子	町議会議員	佐藤やすこ後援会	南都留郡富士河口湖町河口一七四二―一	佐藤安子	令和七年十月七日	令和七年十月七日

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

令和七年七月二十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

令和七年十月二十三日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山梨県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 32,465,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	後藤 斎	所属党派	国民民主党	令和7年4月25日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	秋山 裕美			令和7年7月19日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	1,473,500
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	799,647
電力総連政治活動委員会	政治団体	30,000	選挙事務所費	560,397
渡辺 一郎	会社役員	100,000	集合会場費	239,250
望月 清作	無職	100,000	通信費	40,735
望月 眞夫	会社役員	60,000	交通費	49,725
雨宮 正	会社役員	100,000	印刷費	1,332,125
保坂 精治	無職	200,000	広告費	4,398,947
星野 千賀子	会社役員	30,000	文具費	8,466
			食糧費	483,208
			休泊費	0
			雑 費	16,780
その他の寄附 2件		20,000		
その他の収入		3,000,000		
今回計		3,640,000	今回計	8,603,133
前回計		0	前回計	0
総 計		3,640,000	総 計	8,603,133

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	301,875 円
	ビラの作成	557,750 円
	ポスターの作成	472,500 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	178,200 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	79,200 円
	政見放送のための録画等	3,311,000 円
	計	5,132,981 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,465,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	早田 記史	所属党派	日本共産党	令和7年6月9日から 期間 令和7年7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	川上 弘郁				

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	170,000
日本共産党山梨県委員会	政党	790,213	選挙事務所費	170,000
			集会会場費	0
			通信費	330
			交通費	0
			印刷費	530,424
			広告費	2,991,559
			文具費	0
			食糧費	67,900
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附 0件				
その他の収入				
今回計			今回計	3,760,213
前回計			前回計	0
総 計			総 計	3,760,213

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	2,970,000 円
計		2,970,000 円

報告書受理年月日	令和7年8月1日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,465,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	永田 己貴	所属党派	参政党	令和7年6月1日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	山本 真理子			令和7年7月20日まで	

収入		支出	(円)
主たる寄附		人件費	0
氏名(団体名)	職 業	家屋費	76,161
参政党山梨県支部連合会	政党	選挙事務所費	30,965
		集会会場費	45,196
		通信費	0
		交通費	790
		印刷費	967,019
		広告費	3,786,268
		文具費	46,773
		食糧費	0
		休泊費	0
		雑 費	93,759
その他の寄附 0件	0		
その他の収入	0		
今回計	828,761	今回計	4,970,770
前回計	0	前回計	0
総 計	828,761	総 計	4,970,770

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	406,065 円
	ポスターの作成	555,544 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	26,400 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	45,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	66,000 円
	政見放送のための録画等	3,043,000 円
	計	4,142,009 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,465,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	舟橋 夢人	所属党派	NHK党	期間	令和7年7月3日から 令和7年7月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	舟橋 夢人					

収入			支出	(円)
主たる寄附			人件費	0
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	0
NHK党	政治団体	118,923	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	118,923
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄附 0件	0			
その他の収入	0			
今回計	118,923		今回計	118,923
前回計	0		前回計	0
総 計	118,923		総 計	118,923

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山梨県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

(法定選挙運動費用額) 32,465,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森屋 宏	所属党派	自由民主党	令和7年4月10日から 期間	第1回分
出納責任者氏名	西澤 謹四郎			令和7年8月1日まで	

収入			支出 (円)	
主たる寄附			人件費	1,867,400
氏名(団体名)	職 業	寄 附 額 (円)	家屋費	6,680,042
宇佐美 正行	大学教授	100,000	選挙事務所費	5,507,242
堀内 光一郎	会社役員	300,000	集会会場費	1,172,800
古屋 俊仁	会社役員	100,000	通信費	1,042,731
金子 原二郎	会社役員	100,000	交通費	435,371
五味 礼治	会社役員	36,000	印刷費	2,802,440
			広告費	4,208,851
			文具費	113,141
			食糧費	1,257,458
			休泊費	267,300
			雑 費	2,406,682
その他の寄附 7件		70,000		
その他の収入		15,000,000		
今回計		15,706,000	今回計	21,081,416
前回計		0	前回計	0
総 計		15,706,000	総 計	21,081,416

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	320,625 円
	ビラの作成	784,300 円
	ポスターの作成	810,300 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	122,758 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	133,209 円
	政見放送のための録画等	3,077,000 円
	計	5,480,648 円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,465,800 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	森屋 宏	所属党派	自由民主党	令和7年8月2日から	第2回分
出納責任者氏名	西澤 謹四郎			令和7年8月26日まで	

収入		支出	(円)
主たる寄附		人件費	0
氏名(団体名)	職 業	家屋費	0
		選挙事務所費	0
		集会会場費	0
		通信費	89,077
		交通費	0
		印刷費	0
		広告費	0
		文具費	0
		食糧費	0
		休泊費	0
		雑 費	314,857
その他の寄附 0件	0		
その他の収入	500,000		
今回計	500,000	今回計	403,934
前回計	15,706,000	前回計	21,081,416
総 計	16,206,000	総 計	21,485,350

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和7年8月26日	第2回	報告分
----------	-----------	-----	-----

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和五十四年山梨県選挙管理委員会告示第十四号）の一部を次のとおり改正する。

令和七年十月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

表中「医療法人景雲会春日居サイバーナイフ・リハビリ病院」を「医療法人景雲会春日居総合リハビリテーション病院」に改める。

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県教育委員会

教育長 荻野 智夫

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程（昭和六十年山梨県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「法律第十八号」の下に「。次号において「法」という。」を、同号イ中「ロ」の下に「、次号」を加え、同項に次の一号を加える。

六 法第三条第二項第三号に該当する者で山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金支給要領の規定により支給する高校生等臨時支援金（次条第一項第四号において「臨時支援金」という。）の支給を認定された生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が十八を超えるとき。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 前条第一項第六号に掲げるとき 臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（受給権者である期間を除く。）

第三条第二項中「、同号イ」を「同号イ」に改め、「部分」の下に「、同項第六号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分」を加える。

第四条第一項第三号中「第二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の山梨県立学校授業料減免施行規程は、令和七年四月一日から適用する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県人事委員会

委員長 中島 琢雄

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表6級の項1及び同表7級の項1中「ハ課課課」の下に「ハ課課課」を加える。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「広聴広報監」を「広聴広報監
地域ブランド戦略監」

に改める。

附則

この規則は、令和七年十月二十四日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十三日

山梨県人事委員会

委員長 中島 琢雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「広聴広報監」を「広聴広報監 地域ブランド戦略監」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月二十四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番